定額減税に関わる操作のみを掲載しております

## 目次

- <1. 給与君3のバージョンの確認>
- 1-1. 給与君の自動アップデート
- 1-2.ご利用の給与君のバージョン確認
- 1-3. バージョンが更新されない場合①(セキュリティによるブロック)
- <u>1-4. バージョンが更新されない場合②</u>
- <u>1-5.操作に関するお問合せについて</u>
- < 2. 給与君3の定額減税開始の操作>
- 2-1. 従業員入力で控除対象者の確定と定額減税開始
- 2-2. 定額減税開始した後の解除(家族情報の誤りが判明した場合など)
- 2-3. 従業員入力で定額減税を設定していない場合(2024年6月1日在職者)
- <3.6月以降支払いの給与・賞与計算>
- 3-1. 定額減税する従業員の給与・賞与入力
- 3-2. 賞与月の給与と賞与の入力順について
- 3-3.6月以降の給与・賞与入力後に定額控除対象人数を変更した場合
- 3-4. 定額減税開始以降、給与・賞与入力内容を変更した場合
- 3-5. 定額減税しない従業員の給与・賞与入力
- < 4. 定額減税の給与・賞与計算の事例>
- 4-1. 定額減税残額が0になる時の給与・賞与入力
- 4-2.12月最後の支払い給与・賞与で定額減税控除しきれない場合
- < 5. 定額減税開始後の退職者について>
- 5-1. 従業員入力で退職の設定
- 5-2. 源泉徴収票を出力
- 5-3. 源泉徴収票の表示内容

## <1. 給与君3のバージョンの確認>

#### 1-1. 給与君の自動アップデート

定額減税に対応したバージョンを2024年5月16日にアップしました。

5月16日以降に給与君を起動しますとインストーラが開き自動アップデートが進みます。

アップデートが完了しますと、一旦給与君が終了します。

改めて、デスクトップアイコンから起動しますとVersion4.530となります。

#### 1-2.ご利用の給与君のバージョン確認



※5月16日以降、プログラムに更新があった場合は自動アップデートされ、 Versionの数字が進みますので、<u>Version4.530以降が定額減税対応</u>とご認識ください

## 1-3. バージョンが更新されない場合①(セキュリティによるブロック)

ウイルス対策ソフトやセキュリティ装置により、給与君に必要なプログラムの一部を 隔離又は削除した可能性も考えられます。

ご利用のセキュリティ関連のサポートへお問合せください。

#### 1-4. バージョンが更新されない場合②

ご利用の環境により、自動アップデートが進まない場合があります。 アンインストールと再インストールで解消する場合がありますので その旨をお問合せフォームか以下のメールアドレスまでご連絡ください。

お問合せフォーム: <u>https://www.soft-create.com/form/mls.php?itemno=6&linkflag=on</u>

メールアドレス: <u>soft-form@soft-create.com</u>

#### 1-5.操作に関するお問合せについて

お電話によるお問合せは対応しておりません お問合せは上記のお問合せフォームかメールにご連絡ください 給与君のメインメニュー「ヘルプ」からも、お問合せフォーム に進めます

S 8006 BL		お知らせ・更新難歴	
14.5		₩ ^ルプメニュ-	
450415 81.1	40		
440482(1)(4,3,5)		【操作マニュアル】	
6/6/9/6/14 (K/L/S)	1224		-
	1221		
	1001		
480418 411	100	して、ある質問】	
	1221		
wheeled all.h	1001		
4804103.83.5	42		
6806811/8 43.5	40	【給与君ホームページ】	
4804103 43.5	42	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		【お問い合わせフォーム】	
~#J			
使利用能		N	
III 3.181912		【閉じる】	

# <2. 給与君3の定額減税開始の操作>

## 2-1. 従業員入力で控除対象者の確定と定額減税開始

従業員の入力画面で以下の①~④の操作をしてください。



#### ②控除対象者の確認

家族情報(年末調整)欄の控除対象者を「扶養控除等申請書」、「令和6年分 源泉徴収に係る 定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」により確認してください 2023年(令和5年)年末調整時と控除対象者が異なる場合は修正してください。

③定額減税の開始設定(源泉所得税が「甲欄」の従業員)

家族情報に入力された情報により【対象者人数】と【定額減税額】が自動計上されますので、数字 を確認してください。定額減税する場合は「定額減税開始」ボタン押して設定してください。

開始後、【定額減税残額】は、給与・賞与入力と連動し、定額減税後の現在の残額が表示されます

③定額減税しない場合の設定(源泉所得税が「乙欄」又は「計算しない」従業員)

源泉所得税が「乙欄」又は「計算しない」を選択の従業員は「定額減税開始」ボタンの文字が グレーアウトして押す事ができません。



定額減税しない場合でも□をチェックして「登録」ボタン押下後、定額減税欄の数字が0になります

## ④最後に「登録」ボタン押下で入力情報確定

## 2-2. 定額減税開始した後の解除(家族情報の誤りが判明した場合など)

2-1. ③で「定額減税開始」ボタンを押すと、「定額減税解除」ボタンに表示が変わります。 定額減税開始した後に、控除対象となる家族情報に誤りがあった場合や、定額減税しない従業員 だった場合は、「定額減税解除」ボタンを押すと、開始前の状態に戻りますので、変更できます。



## 6月の給与・賞与の金額が見直しされる為、入力をやり直してください

該当従業員の6月給与入力画面を開きますと、見直し後の定額減税残額が自動計算されています 改めて「控除計算」又は「税再計算」ボタン押下し

定額減税残額に相違ないか確認の上、「登録」ボタン押下で確定してください。



# 2-3. 従業員入力で定額減税を設定していない場合(2024年6月1日在職者)

6月の給与又は賞与入力画面で、従業員を選択すると、エラーメッセージが表示されます。 従業員入力で定額減税を設定していない場合は6月以降の給与・賞与計算ができません。



※2024年6月1日の時点で在職の従業員は必ず従業員入力画面で定額減税の設定を行ってください。 ※入社日が2024年6月2日以降の従業員は定額減税対象から外れますので定額減税の設定は不要です

# <3.6月以降支払いの給与・賞与計算>

## 3-1. 定額減税する従業員の給与・賞与入力

6月支払いの給与計算の場合、6月給与入力画面で毎月行う給与入力操作を行ってください。

## 「控除計算」又は「税再計算」ボタン押下時に以下の①②③の欄に金額が自動計上されます。



#### ①所得税

当月徴収される所得税が表示されます。

※③定額減税残額が0になるまで、控除合計額には含まれません

(上記6月給与入力画面の場合、社会保険合計額のみが控除合計額となります)

※③定額減税残額が0になるまで、明細書には表示されません



#### ②定額減税額 (所得税)

当月減税される所得税額が表示されます。

#### ③定額減税残額

月次減税額から累計の定額減税額を控除した残額が表示されます。

残額が0になるまで、次月以降で自動で順次控除していきます。

## ④最後に「登録」ボタン押下で入力情報確定

### 3-2. 賞与月の給与と賞与の入力順について

#### 1) 賞与の支払い日が別日の場合

支払日順に入力を行ってください。

- 例1) 賞与支払い日が6月1日で、給与支払い日が6月20日の場合賞与入力完了後→給与入力
- 例2) 給与支払い日が6月20日で、給与支払日が6月30日の場合給与入力完了後→當与入力

#### 2) 賞与の支払い日が同日の場合

例) 6月20日が給与と賞与の支払い日の場合

#### 給与入力完了後→賞与入力

給与入力を完了せず、賞与入力をしようとした場合に以下のエラーが表示されます



#### 3-3.6月以降の給与・賞与入力後に定額控除対象人数を変更したい場合

前述の2-2. 定額減税開始した後の解除(家族情報の誤りが判明した場合など)をご参照ください

#### 3-4. 定額減税開始以降、給与・賞与入力内容を変更した場合

- 例1) 定額控除対象人数を変更した場合
- 例2) 給与と賞与の入力順を誤った場合(後で日付を変更した場合など)

既に入力した給与や賞与の定額減税の値に変更が生じる時は以下のメッセージが表示されます。 値に変更がある給与・賞与に「要確認」が表示されますので該当従業員の給与・賞与入力を開き 修正を行い、「登録」ボタンを押下で修正内容を確定してください。



# 3-5. 定額減税しない従業員の給与・賞与入力

従業員入力で□定額減税しない にチェックした従業員の給与・賞与入力では 5月までの給与・賞与入力と変わらず、従来通りの計算を行います。 給与入力画面、給与明細も5月までの表示内容から変更はありません。





定額減税に関する欄は表示されません

# <4. 定額減税の給与・賞与計算の事例>

## 4-1. 定額減税残額が0になる時の給与・賞与入力

8月の定額減税控除で、定額減税残高が0になり、9月より再び所得税の徴収がある場合の事例

従業員本人	<b>従業員本人のみが控除対象者の場合</b> 30,000円×1人 <b>-</b> 30,000円の控除													
	1月 給与	2月 給与	3月 給与	4月 給与	5月 給与	6月 給与	7. 賞与	月 給与	4 1	8月 治与	9月 給与	10月 給与	11月 給与	12月 給与
所得税徵収	6,110	6,110	6,110	6,110	6,110					5,572	6,110	6,110	6,110	6,110
	定寶減税控除						17,242	6,110	538					
30,000 🔶									$\rightarrow$					
					残額	23,890	6,648	538	0					

## 給与入力画面では以下のように表示されます

h 結与入力 - 給与君-給与入力Version 4.517 X																
令和06年8月	:給与										金額をマ- 必ず数値 力して下る	イナスで入力し 先頭に【- (マ ぎい。	ったい場合は イナス)】を入	t		
No 氏名	状態	听皇	所属部署		社員番号		B	名								
1 山口 一郎 2 広島 みどり		Ka	総務部		2		広島	ま みどり								
3 岡山 三太		<del>力</del> 出	勤休出	特休	有休	<b>大勤</b> 有	休残	出動時間	遅早時間	時間外	休日出動	深夜				
4 皆川 崩于 5 福岡 大吾		8	0 0	0	0	0	0	<b>〔時間</b> 00分	0時間 00分	0時間 00分	0時間 00分	0時間 00分	3			
			基本給		時間外	休日	9出99	深夜	资格手当	住宅手当	調整金					
	3	<del>خ</del>	280,00	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	Ŷ	8									出張時交通费	勤怠控除	課税通勤费	非課税通勤费	$\bigcirc$	
				0		0	0	0	0	(1)	0	0	0	0		
			健康保険		介護保険	厚生	E年金	雇用保険	社会保険合計	課税对条额	所得税	住民税	組合費		定額減税額(例	f得税)
	Ŧ	Ŧ	14,02	8	2,24	0	25,620	1,680	43,568	236,432	6,110	10,000	0			538
	3	余														
				0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ſ	积	<b>時人数</b>	)		総支	給金額	控除合計額	年末調整運付金	年末調整做收金	差引支給額	很行振込額	現金支給額		定額減税差	y en
			0	٨,	K		280,000	59,140	0	0	220,860	220,860	0	3		0
				_					- <del></del>			÷1.444	1४ च्ट⇒।	. Autor	***	Bil
	当従業員は所得税法上の						1		≥前月	36-		訂昇 🗄	倪冉訂	「昇 📜	) Eh	MPI
	扶養	人	数は	0 /	K	2	る場合、 設定して	給与入力 ください	关 削	除(	⊘入力〕	取消 📐	登	錄 🛃	閉じ	る
データ登録日:2024/04/25	テーダ更新日:2024/	/05/01	更新時間	: 14:0	9:54											

#### ①所得税

当月徴収される「所得税」6,610円が表示されます。

#### **②定額減税額(所得税)**

当月減税される最後の定額減税額となる538円が表示されます。

#### ③定額減税残額

当月の定額減税で残額がなくなる為、0が表示されます。

#### 給与明細書では以下の表示となります



9月からは当月徴収される所得税6,110円が、再び給与から控除されます。

# 4-2.12月最後の支払い給与・賞与で定額減税控除しきれない場合

定額減税控除額が大きく、12月に支払う最後の給与又は賞与でも定額減税が控除しきれない事例

<b>従業員本人と源泉対象配偶者と扶養親族3人の場合</b> 30.000円×5人-150,000円の控除													
	1月 給与	2月 給与	3月 給与	4月 給与	5月 給与	6月 給与	7. 賞与	月 給与	8月 給与	9月 給与	10月 給与	11月 給与	12月 給与
所得税徵収	3,290	3,290	3,290	3,290	3,290				[				
					定額減税控除	3,290	12,069	3,290	3,290	3,290	3,290	3,290	3,290
					150,000 <								$\longrightarrow$
					残額	146,710	134,641	131,351	128,061	124,771	121,481	118,191	114,901
													控除外額

12月最後の給与・賞与でも控除しきれなかった減税残額は、年末調整で控除外額となり 居住地の自治体から給付の予定です

# < 5. 定額減税開始後の退職者について>

#### 5-1. 従業員入力で退職の設定

退職する従業員に支払う最後の給与・賞与を入力した後、従来の退職者と同様の操作を行います

- 「退職年月日」の入力
- ②年末調整「しない」を選択
- ③「登録」ボタンを押下する



定額減税の設定が無効になります

## 5-2. 源泉徴収票の出力

年末調整業務→年末調整入力→令和6年を選択し、該当従業員(退職者)を選択する

- ①「印刷に反映」ボタンを押下
- ②「源泉徴収票印刷」を押下し、出力する

年末調整入力 - 給与君 Version 3.04										- [	×	
今和06年	所属部署	社員番号	氏	名								
TP #11 V 0 - +-	営業部	3	岡山 三太									
No 氏名	<u> </u>		-100	*	年末調整をし	ないに設定され	います				*	
1山口 一部	対 新)生命保険料 安	新)年金保険料	社会保険料	社会保険料の内国民 年金保険料	地震保険料	回568/10音/# 陳料	等掛金控除	旧准命保険料	旧)年金保	<sup>時料</sup> / 鼎英料		
2 広島 みどり	<u>۾</u> و	(		o o	0	0	0	0		0	0	
3 岡山 三太	(A-704020)					177.45		10.00		100	_	
4 客川 南子	1主-七十至9本					2007 100 # #	. <b>.</b>	1 0/ 1 0/	30,000	198	1 700	
	0					10	与等	≠1,04 ¥5(	20,000	+1	¥0	
	住宅借入金等 特別控除適用数	居住開始。	手月日 1回目	住宅借入金等 特別擦跳区分1	住宅借入金等 年末時高1		81	¥2,32	20,000	¥1	1,700	
	0	年	88 .		0	給与	所得控除後	¥1,54	44,000			
	Ľľ			住字做入余等	住字信入全等	所得金	東周整控除額		¥0			
		唐任開始》	≠月日2回日 	特別控除区分2	年末残高2	給与所得控制	後の給与等の金額	¥1,54	44,000	配偶者の合計所	待金額	
		年	月日 、	/ ~	0	社会保	映料(給与分)	¥34	42,627		¥0	
						社会1利	澳科(甲苦分) 業井这館場合		¥0			
	- 寡婦等	3-h戦 @ たに				10000年1	3年9月1月1日1日 20余彩林96余		¥0 II	■日長期指害保険料支払額		
	Rentrac	C.M. @ 78.0	10-5-95-45			地震	<b>果映料控除</b>		¥0	¥0		
	○ 一般 ○ 特	別のなし	////////////////////////////////////			配偶者(	寺別り控除の額		¥0	小規模企業共済等掛金		
						扶義控除額及	び障害者等の控除額	ŧ	¥0		¥0	
	<ul> <li>※年内に入社した方は</li> </ul>	。 前職の情報を入:	カしてください。			·茶	醇和常常		¥0			
	前職会社名					所得控	余額の合計額	¥0 国民		国民年金保険料	等	
	前職会社名所在地					367 10067	9- LE TIF ( B	_	1/0	¥U		
	退職日付	(未設定)	~ 年 (未	設定、>月(未記	乾定. ~ 日	CE 7 16417	住实借入入。	0年 (約54)(1944年 (1954)(1944年)		±0 ¥0		
	前職受給額		<u>_</u>				年調所	「得税額			¥0	
	前瞻社会保険控除		민				年調業	∓ 税 額			¥0	
	前職源泉所得控除額		0				差引超过	晶 (不足)額			¥0	
	源泉徵収錄	新印刷	源泉徽山	又票印刷	印刷に	:反映 🔰	🖌 削 🛛	余 📕	閉じ	る		
							<b>V</b>			-		
				~		~						
			N		(1)							

# 5-3. 源泉徴収票の表示内容

中途退職者の源泉徴収票に記載する金額は以下の①~③となります

- ①支払金額
- ②社会保険料控除の金額
- ③源泉徵収税額(定額減税後)
- ④(摘要)欄の記載はありません



「源泉徴収税額」は、 控除前税額から月次減 税額後の実際に源泉徴 収した税額の合計金額